

審査基準整理票

| | | | |
|---|-------------------------|--------|---|
| 処 分 名 | 商店街振興組合の設立の認可（連合会は除く。） | | |
| 根 拠 法 令 名 | 商店街振興組合法 | | 第36条第1項 |
| 基 準 法 令 名 | 商店街振興組合法 商店街振興組合法施行令 | | (法)第36条第2項、 第6条、第9条、第11条 (施行令)第1条 |
| 所 管 部 署 | 産業観光部 商工労働政策課 商業振興グループ | | |
| 標準処理期間 | 14日 | 法定処理期間 | 一日 |
| <p>【審査基準】 ・文書の名称【 商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針および認可基準について 】</p> <p>・掲載図書等【 中小企業関係法令集1（新日本法規） 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>商店街振興組合法第36条第2項の規定に基づき、同法第6条、第9条及び第11条並びに同法施行令第1条に定める要件並びに上記文書に定める認可基準を満たすことを基準とする。なお、上記文書は、所管部署において備え置く。</p> <p>【根拠法令】 商店街振興組合法 第36条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、経済産業省令で定めるところにより、行政庁に提出して、組合の設立の認可を受けなければならない。</p> <p>【基準法令】 商店街振興組合法 第36条 2 行政庁は、前項の組合の設立の認可の申請が第6条及び第9条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認めるときでなければ、認可をしてはならない。</p> | | | |

第6条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む市（特別区を含む。第11条第2項及び第88条の場合を除き、以下同じ。）の区域に属する地域であって、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む地域であってその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。

第9条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の3分の2以上が組合員となり、かつ、総組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。

第11条 連合会は、会員たる資格を有する組合の二分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

商店街振興組合法施行令

第1条 商店街振興組合法第36条第2項（第62条第3項、第73条第4項又は附則第3条第6項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 1 設立その他の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
- 2 事業を行なうために必要な経営的基礎を有していること。
- 3 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会（1又は2以上の都道府県の区域を地区とするもの及び都の区の存する区域又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域に属する地域を地区とするものを除く。以下同じ。）の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立されているときは、その商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。